二―（N―ニトロ）イミン」に改め、「クロロファシノン」の下に「、四―（p―クロロフェニル）シクロ（キサンカルボン酸、四―クロロ―一・三―フェニレンジアミン」を、「p―クロロベンゾトリクロライド」の下に「、一―クロロ―二―ベンチン、二―クロロホルミル―一―ピロリジンカルボン酸ベンジル」を加え、「二―（クロロメチル）フェニル）プロピオン酸メチル」を「二―（クロロメチル）フェニル）プロピオン酸メチル、（二S）―三―クロロ―二―メチルプロピオニル＝クロリド」に改め、「（二S）―三―クロロ―二―メチルプロピオン酸」の下に「、一―クロロメチル―一H―ベンゾトリアゾール―五―カルボン酸メチル」を加え、「シクロ（キセニルトリクロロシラン、三・五―ジクロロ―四―（一・一・二・二―テトラフルオロエトキシ）アニリン」を「ジグリコールクロロヒドリン、シクロ（キセニルトリクロロシラン」に、「三・三―ジクロロ―四・四―ジアミノジフェニルメタン」を「三・三―ジクロロ―四・四'―ジアミノジフェニルメタン、三・五―ジクロロ―四―（一・一・二・二―テトラフルオロエトキシ）アニリン」に、「一・四―ジクロロ―二―ニトロ―二―ニトロベンゼン、二・二―ジクロロ―五―ニトロベンゾフェノン」を「一・四―ジクロロ―二―ニトロベンゼン、二・四―ジクロロ―一―ニトロベンゼン、二・二―ジクロロ―五―ニトロベンゾフェノン、二・三―ジクロロピラジン」に、「ジクロロブロモメタン、二・三―ジクロロ―一―ブロパノール、二・二―ジクロロブロピオン酸、二・三―ジクロロブロピオン酸メチル」を「二・三―ジクロロ―一―ブロパノール、二・二―ジクロロブロピオン酸、二・三―ジクロロブロピオン酸メチル、ジクロロブロモメタン」に、「ジクロロベンジジン、二・六―ジクロロ―三―ベルクロロメチルトルエン、四・五―ジクロロ―二―ベルクロロメチルトルエン」を「二・六―ジクロロ―三―ベルクロロメチルトルエン、四・五―ジクロロ―二―ベルクロロメチルトルエン、ジクロロベンジジン、二・三―ジクロロベンズアルデヒド」に、「二・四―ジクロロ―三―ペンタノン、ジグリコールクロロヒドリン」を「二・四―ジクロロ―三―ペンタノン」に改め、「二・二・四・四―テトラクロロベンゾフェノン」の下に「、テトラナトリウム＝三―（一・五―ジスルホナト―二―ナフチルアゾ）―五―（六―フルオロ―四―（三―（二―（ビニルスルホニル）エチルカルバモイル）アニリノ）―一・三・五―トリアジン―二―イルアミノ）―四―ヒドロキシ―二・七―ナフタレンジスルホナート」を、「二・三・四―トリフルオロニトロベンゼン」の下に「、トリフルオロメタンスルホニル＝フルオリド」を、「四―（p―ビス（二―クロロエチル）アミノフェニル）酪酸」の下に「、ビス（三・四・六―トリクロロ―二―（ベンチルオキシカルボニル）フェニル）＝オキサラート」を、「0―三―tert―ブチルフェニル―クロロチオホルメート」の下に「、プロピレンクロロヒドリン」を、「一―ブロモ―二―クロロエタン」の下に「、ブロモ酢酸」を、「ブロモ酢酸エチル」の下に「、二―（四―ブロモジフルオロメトキシフェニル）―二―メチルプロピル＝三―フェノキシベンジル＝エーテル、二―ブロモ―二―ニトロプロパン―一・三―ジオール」を、「三―ブロモ―二―メチルプロピオン酸」の下に「、一―ブロモ―二―メチル―プロペン」を加え、「四―ブロモ―二―メトキシイミノ―三―オキソブチル＝クロリド、プロピレンクロロヒドリン」を「四―ブロモ―二―メトキシイミノ―三―オキソブチル＝クロリド」に改め、「（ブタクロル」の下に「、ベルフルオロプロポキシ―一・一・二―トリフルオロエチレン、四―ベンジルオキシ―三―ニトロ―二―ブロモアセトフェノン」を加え、「N―［β―（ベンゾb）フラン―二―イル］アクリロイル―N―トリクロロアセトヒドラジド、ベルフルオロプロポキシ―一・一・二―トリフルオロエチレン」を「N―［β―（ベンゾb）フラン―二―イル］アクリロイル―N―トリクロロアセトヒドラジド」に改め、「マイレックス」の下に「、メタンスルホニルクロリド」を加え、同号のロ中「、イミダクロプリド」を削り、「一・一・二・二―テトラクロルニトロエタン」の下に「、二・三・五・六―テトラフルオロ―四―メチルベンジル＝（Z）―（一RS・三RS）―三（二―クロロ―三・三・三―トリフルオロ―一―プロペニル）―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート」を加え、「ハロフギノン、パレリルクロライド」を「パレリルクロライド、ハロフギノン」に改め、「フェニソブロモレート」の下に「、N―（四―t―ブチルベンジル）―四―クロロ―三―エチル―一―メチルピラゾール―五―カルボキサミド」を加え、「ベンチルトリクロロシラン、ベンゾトリフルオライド、ベンゾメート、ベンチルトリクロロシラン」を「ベンゾトリフルオライド、ベンゾメート、ベンチルトリクロロシラン」に改め、同号ホ及びヘ中「（PCB）」を「（シマジン、チオベンカルブ又はPCB」に改める。

別表の備考3中「クラス4（可燃性物質類）」を「クラス4・1（可燃性固体）」に改め、同表の備考7を同表の備考9とし、同表の備考6を同表の備考8とし、同表の備考5中「付表九第四」を「付表七の第四」に改め、同表の備考5を同表の備考7とし、同表の備考4中「判定される」の下に「固形状の」を加え、「四の項」を「六の項」に改め、「掲げる試験」の下に「（付表六の第一に掲げる過硫酸アンモニウムを標準物質とする燃焼試験に限る。）」を加え、同表の備考4を同表の備考6とし、同表の備考3の次に次のように加える。

4　国連勧告に規定する基準によりクラス4・2（自然発火性物質）に該当しないと判定される試験物品は、四の項の中欄に掲げる試験において同項の下欄に掲げる性状を有しないものとみなす。

5　国連勧告に規定する基準によりクラス4・3（その他の可燃性物質）に該当しないと判定される試験物品は、五の項の中欄に掲げる試験において同項の下欄に掲げる性状を有しないものとみなす。

付表二の第二の三イ中「、試料カップの温度を設定温度にし」を削る。

付表三の第二の三イ中「、試料カップの温度を設定温度まで加熱又は冷却し」を削り、「いれ」を「入れ」に改める。

付表六の第一の四ロ(1)中「三十グラム」の下に「に」を加え、同表の第二中「第一の二」を「第一の三」に改め、同表の第二の一イ(1)中「上に」の下に「木粉」を加える。

○大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省　告示第一号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省令第一号）第十条第一項第三号イの規定に基づき、特定容器利用事業者が回収する特定容器の量の算定方法を次のように定め、平成九年四月一日から適用する。

平成九年三月十三日

大蔵大臣　三塚　博
厚生大臣　小泉純一郎
農林水産大臣　藤本　孝雄
通商産業大臣　佐藤　信二

特定容器利用事業者が回収する特定容器の量の算定方法

1　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省令第一号。以下「規則」という。）第十条第一項第三号イの当該年度における主務大臣が定めるところにより算定される量は、第一号又は第二号に掲げる量とする。

一　当該特定容器利用事業者が当該業種に属する事業において用いる当該特定容器が属する容器包装区分に係る特定容器であって当該業種に属する事業において用いられたもののうち当該年度の前事業年度（規則第八条第一項に規定する再商品化契約の締結の期限までに当該量が確定していない場合、規則第十五条（規則第十八条において準用する場合を含む。）に規定する認定の申請の期限までに当該量が確定していない場合又は当該認定を受けて再商品化をする年度の前年度の三月末日までに当該量が確定していない場合には、当該年度の前々事業年度）において自ら回収し、又は他の者に委託して回収したものの量（他の特定容器利用事業者から委託を受けて回収したものを除く。）

二　前号の規定にかかわらず、次のイ、ロ又はハに掲げる場合に応じ、それぞれイ、ロ又はハに定めるとおりとする。

イ　当該特定容器利用事業者が当該業種に属する事業において用いる当該特定容器が属する容器包装区分に係る特定容器であって当該業種に属する事業において用いられたものを自ら回収し、又は他の者に委託して回収することを開始する年度（以下「初年度」という。）又は終了する年度の場合　当該年度において自ら回収し、又は他の者に委託して回収する見込量（他の特定容器利用事業者から委託を受けて回収するものを除き、適切な方法を用いて得たものに限る。）

ロ　初年度の次年度（以下「第二年度」という。）の場合　初年度において自ら回収し、又は他の者に委託して回収した量を、初年度に当該特定容器を自ら回収し、又は他の者に委託して回収した月数又は回数で除して得た量に十二又は第二年度に回収する回数を乗じて得た量（他の特定容器利用事業者から委託を受けて回収するものを除く。）

ハ　初年度の次々年度であって、第二年度の三月末日までに第二年度に自ら回収し、又は他の者に委託して回収したものの量が確定していない場合　初年度において自ら回収し、又は他の者に委託して回収した量を、初年度に当該特定容器を自ら回収し、又は他の者に委託して回収した月数又は回数で除して得た量に十二又は初年度の次々年度に回収する回数を乗じて得た量（他の特定容器利用事業者から委託を受けて回収するものを除く。）

2　当該特定容器利用事業者が前項の量を算定できない場合は、第一号又は第二号に掲げる量に第三号に掲げる率を乗じて得た量を前項の当該年度における主務大臣が定めるところにより算定される量とみなすことができる。

一　当該特定容器利用事業者が当該業種に属する事業において用いる当該特定容器が属する容器包装区分に係る特定容器の当該年度の前事業年度（規則第八条第一項に規定する再商品化契約の締結の期限までに当該量が確定していない場合、規則第十五条（規則第十八条において準用する場合を含む。）に規定する認定の申請の期限までに当該量が確定していない場合又は当該認定を受けて再商品化をする年度の前年度の三月末日までに当該量が確定していない場合には、当該年度の前々事業年度）において自ら回収し、又は他の者に委託して回収したものの量（他の特定容器利用事業者から委託を受けて回収したもの及び前項の規定により算定されるものを除く。）

二　前号の規定にかかわらず、次のイ、ロ又はハに掲げる場合に応じ、それぞれイ、ロ又はハに定めるとおりする。

イ　初年度又は終了する年度の場合　当該年度において自ら回収し、又は他の者に委託して回収するものの見込量（他の特定容器利用事業者から委託を受けて回収するもの及び前項の規定により算定されるものを除き、適切な方法を用いて得たものに限る。）

ロ　第二年度の場合　初年度において自ら回収し、又は他の者に委託して回収した量を、初年度に当該特定容器を自ら回収し、又は他の者に委託して回収した月数又は回数で除して得た量に十二又は第二年度に回収する回数を乗じて得た量（他の特定容器利用事業者から委託を受けて回収するもの及び前項の規定により算定されるものを除く。）

ハ　初年度の次々年度であって、第二年度の三月末日までに第二年度に自ら回収し、又は他の者に委託して回収したものの量が確定していない場合　初年度において自ら回収し、又は他の者に委託して回収した月数又は回数で除して得た量に十二又は初年度の次々年度に回収する回数を乗じて得た量（他の特定容器利用事業者から委託を受けて回収するもの及び前項の規定により算定されるものを除く。）

三　規則第十条第一項第一号又は第二号に掲げる当該特定容器の量を、当該特定容器利用事業者が当該業種に属する事業において用いる当該特定容器が属する容器包装区分に係る特定容器を用いて行う事業が属する業種（前項の規定により算定される量に係る特定容器を用いて行う事業が属するものを除く。）ごとの当該量を合算して得た量で除して得た率

○大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省告示第二号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省令第一号）第十条第一項第三号ロの規定に基づき、特定容器利用事業者に係る容器包装廃棄物として排出されない特定容器の量の算定方法を次のように定め、平成九年四月一日から適用する。

平成九年三月十三日

大蔵大臣　三塚　博
厚生大臣　小泉純一郎
農林水産大臣　藤本　孝雄
通商産業大臣　佐藤　信二

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省令第一号。以下「規則」という。）第十条第一項第三号ロの主務大臣が定めるところにより算定される量は、規則第十条第一項第一号又は第二号に掲げる量のうち事業活動に伴い費消された商品に用いた当該特定容器の量とする。

○厚生省、通商産業省告示第一号

特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令（平成八年厚生省、通商産業省令第一号）第二条第一項第三号イの規定に基づき、特定容器製造等事業者が回収する特定容器の量の算定方法を次のように定め、平成九年四月一日から適用する。

平成九年三月十三日

厚生大臣　小泉純一郎
通商産業大臣　佐藤　信二

特定容器製造等事業者が回収する特定容器の量の算定方法

1　特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令（平成八年厚生省、通商産業省令第一号。以下「令」という。）第二条第一項第三号イの当該年度における主務大臣が定めるところにより算定される量は、第一号又は第二号に掲げる量から第三号に掲げる量を控除して得た量とする。

一　当該特定容器製造等事業者が当該業種に属する事業において用いられる当該特定容器が属する容器包装区分に係る特定容器であって当該業種に属する事業において用いられたもののうち当該年度の前事業年度（令第一条第一項に規定する再商品化契約の締結の期限までに当該量が確定していない場合、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省令第一号。以下「規則」という。）第十五条（規則第十八条において準用する場合を含む。）に規定する認定の申請の期限までに当該量が確定していない場合又は当該認定を受けて再商品化をする年度の前年度の三月末日までに当該量が確定していない場合には、当該年度の前々事業年度）において自ら回収し、又は他の者に委託して回収したものの量（他の特定容器製造等事業者から委託を受けて回収したものを除く。）

二　前号の規定にかかわらず、次のイ、ロ又はハに掲げる場合に応じ、それぞれイ、ロ又はハに定めるとおりとする。

イ　当該特定容器製造等事業者が当該業種に属する事業において用いられる当該特定容器が属する容器包装区分に係る特定容器であって当該業種に属する事業において用いられたものを自ら回収し、又は他の者に委託して回収することを開始する年度（以下「初年度」という。）又は終了する年度の場合　当該年度において自ら回収し、又は他の者に委託して回収する見込量（他の特定容器製造等事業者から委託を受けて回収するものを除き、適切な方法を用いて得たものに限る。）

ロ　初年度の次年度（以下「第二年度」という。）の場合　初年度において自ら回収し、又は他の者に委託して回収した量を、初年度に当該特定容器を自ら回収し、又は他の者に委託して回収した月数又は回数で除して得た量に十二又は第二年度に回収する回数を乗じて得た量（他の特定容器製造等事業者から委託を受けて回収するものを除く。）

ハ　初年度の次々年度であって第二年度の三月末日までに第二年度に自ら回収し、又は他の者に委託して回収したものの量が確定していない場合　初年度において自ら回収し、又は他の者に委託して回収した量を、初年度に当該特定容器を自ら回収し、又は他の者に委託して回収した月数又は回数で除して得た量に十二又は初年度の次々年度に回収する回数を乗じて得た量（他の特定容器製造等事業者から委託を受けて回収するものを除く。）

三　第一号又は第二号に掲げる量のうち販売する商品に再び用いられる当該特定容器の量

2　当該特定容器製造等事業者が前項の量を算定できない場合は、第一号又は第二号に掲げる量に第三号に掲げる率を乗じて得た量を前項の当該年度における主務大臣が定めるところにより算定される量とみなすことができる。